

令和3年12月議会 議案説明資料

	ページ
1. 補正予算案	
(1) 一般会計	
議案第 216 号 令和3年度福岡市一般会計補正予算案(第6号)	… 1
(2) 後期高齢者医療特別会計	
議案第 217 号 令和3年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	… 19
(3) 国民健康保険事業特別会計	
議案第 218 号 令和3年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案(第2号)	… 21
(4) 介護保険事業特別会計	
議案第 219 号 令和3年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案(第1号)	… 23
2. 条例案	
議案第 236 号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	… 25
議案第 234 号 福岡市立障がい者就労支援センター条例案	… 28
議案第 235 号 福岡市立障がい者フレンドホーム条例の一部を改正する条例案	… 32
3. 一般議案	
議案第 262 号 発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称) 新築工事請負契約の締結について	… 33

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第 216 号 令和3年度福岡市一般会計補正予算案 (第6号)

総括

歳入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合計
(19) 国庫支出金	85,888,569	35,962,269	121,850,838
(20) 県支出金	20,081,385	131,022	20,212,407
(25) 諸収入	2,531,765	△ 2,103	2,529,662
その他(本補正外)	3,216,156	—	3,216,156
歳入合計	111,717,875	36,091,188	147,809,063

歳出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保健福祉費	217,859,170	37,667,047	36,091,188
その他(本補正外)	6,151,635	—	—
歳出合計	224,010,805	37,667,047	36,091,188

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
1,575,859	255,526,217	146,106,667	109,419,550
—	6,151,635	1,702,396	4,449,239
1,575,859	261,677,852	147,809,063	113,868,789

議案第 216 号 令和 3 年度福岡市一般会計補正予算案（第 6 号）

（歳出）

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24 ↳ P25	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	5,861,331	27,529,356	33,390,687
					[関連歳入 (25) 諸収入 137 健康保険料 41 雇用保険料収入 31 厚生年金保険料収入 65]	
					[関連歳入 (19) 国庫支出金 1,194,370 社会福祉費 補助金]	

説 明

1. 一般職職員給与費等の追加

674,495

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	604,913	27	604,940
職員手当等	626,302	679,118	1,305,420
[扶養手当]	12,213	△ 1,453	10,760
[地域手当]	62,551	1,070	63,621
[住居手当]	11,632	△ 1,335	10,297
[通勤手当]	22,534	1,640	24,174
[特殊勤務手当]	4,271	31,457	35,728
[時間外勤務手当]	228,764	644,886	873,650
[管理職員特別勤務手当]	340	6,811	7,151
[期末勤勉手当]	257,669	△ 3,327	254,342
[児童手当]	5,856	△ 631	5,225
[その他(本補正外)]	20,472	-	20,472
共済費	220,172	△ 4,650	215,522
その他の経費(本補正外)	53,894	-	53,894
計	1,505,281	674,495	2,179,776

2. 生活困窮者自立支援法関連経費の追加

1,194,370

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援金の支給要件の拡大に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
役務費	2,268	1,117	3,385
委託料	462,083	63,959	526,042
使用料及び賃借料[土地家屋借上料]	-	2,124	2,124
負担金、補助及び交付金[共益費負担金]	-	60	60
扶助費	1,943,597	1,127,110	3,070,707
その他の経費(本補正外)	1,009	-	1,009
計	2,408,957	1,194,370	3,603,327

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関連歳入 (19) 国庫支出金 25,660,491 社会福祉費 補助金 </div>	
P24 ～ P27			2 国民年金費	308,432	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 関連歳入 (25) 諸収入 11 雇用保険料収入 </div> 859	309,291
P26 ～ P27			3 国民健康 保険費	19,064,088	△ 2,964	19,061,124

説 明

3. 非課税世帯等臨時特別給付金の追加 25,660,491

非課税世帯等臨時特別給付金

非課税世帯等臨時特別給付金の支給に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
需用費[印刷消耗品費]	—	780	780
役務費	—	119,844	119,844
委託料	—	303,000	303,000
使用料及び賃借料[土地家屋借上料]	—	33,516	33,516
負担金、補助及び交付金[共益費負担金]	—	3,351	3,351
扶助費	—	25,200,000	25,200,000
計	—	25,660,491	25,660,491

1. 一般職職員給与費等の追加 859

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	126,514	2,415	128,929
職員手当等	79,799	△ 1,712	78,087
[扶養手当]	1,690	△ 397	1,293
[地域手当]	12,614	440	13,054
[住居手当]	2,669	265	2,934
[通勤手当]	5,651	222	5,873
[特殊勤務手当]	1,601	△ 326	1,275
[期末勤勉手当]	54,519	△ 1,706	52,813
[児童手当]	855	△ 210	645
[その他(本補正外)]	200	—	200
共済費	52,334	156	52,490
その他の経費(本補正外)	25,521	—	25,521
計	284,168	859	285,027

国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P26 ～ P27		2 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	5,666,693	45,192	5,711,885
P26 ～ P29			3 感染症 対策費	5,599,240	9,676,485	15,275,725

関連歳入
(19) 国庫支出金
7,755,364
感染症対策費
負担金
1,086,327
感染症対策費
補助金
6,669,037

説 明

1. 一般職職員給与費等の追加

45,192

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	640,595	18,795	659,390
職員手当等	477,872	23,673	501,545
[扶養手当]	17,133	△ 1,414	15,719
[地域手当]	75,205	13,241	88,446
[住居手当]	17,503	3,528	21,031
[通勤手当]	22,393	1,222	23,615
[特殊勤務手当]	419	5,389	5,808
[管理職員特別勤務手当]	116	29	145
[管理職手当]	22,854	△ 6	22,848
[期末勤勉手当]	286,110	△ 617	285,493
[児童手当]	7,239	2,301	9,540
[その他(本補正外)]	28,900	-	28,900
共済費	240,754	2,724	243,478
その他の経費(本補正外)	32,405	-	32,405
計	1,391,626	45,192	1,436,818

1. 感染症予防等経費の追加

9,676,485

ア. 予防接種費

7,755,364

新型コロナウイルス感染症対策(ワクチン接種)に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	431	328,404	328,835
旅費[普通]	52	1,744	1,796
需用費[印刷消耗品費]	5,556	2,000	7,556
需用費[食糧費]	4	12	16
役務費	18,086	46,114	64,200
委託料	4,947,671	7,356,590	12,304,261
使用料及び賃借料[土地家屋借上料]	-	18,500	18,500
使用料及び賃借料[自動車借上料]	5	2,000	2,005
その他の経費(本補正外)	37,174	-	37,174
計	5,008,979	7,755,364	12,764,343

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
					[関連歳入 (19) 国庫支出金 1,175,617 感染症対策費 負担金 678,194 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 497,423 (20) 県支出金 131,022 感染症対策費 補助金]	
P28 } P29			7 保健所費	2,852,473	78,482	2,930,955
					[関連歳入 (25) 諸収入 △ 801 健康保険料 △ 333 雇用保険料収入 26 厚生年金保険料収入 △ 494]	

説 明

イ. 感染症予防費 1,921,121

新型コロナウイルス感染症対策（相談体制強化事業等 計 8 事業）に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	68	483,000	483,068
需用費[印刷消耗品費]	8,917	232,615	241,532
需用費[食糧費]	2	9,500	9,502
役務費	840	10,072	10,912
委託料	188,080	1,027,679	1,215,759
使用料及び賃借料[借損料]	35	963	998
負担金、補助及び交付金[医療給付費負担金]	100	157,292	157,392
その他の経費（本補正外）	10,856	—	10,856
計	208,898	1,921,121	2,130,019

1. 一般職職員給与費等の追加

78,482

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	1,271,757	15,184	1,286,941
職員手当等	885,097	43,801	928,898
[扶養手当]	20,628	△ 318	20,310
[地域手当]	165,767	7,334	173,101
[住居手当]	30,887	△ 1,339	29,548
[通勤手当]	46,221	4,711	50,932
[特殊勤務手当]	4,782	757	5,539
[時間外勤務手当]	41,100	25,136	66,236
[管理職員特別勤務手当]	77	5,100	5,177
[管理職手当]	30,576	△ 5,400	25,176
[期末勤勉手当]	536,699	5,675	542,374
[児童手当]	8,360	2,145	10,505
共済費	419,565	19,497	439,062
その他の経費（本補正外）	16,002	—	16,002
計	2,592,421	78,482	2,670,903

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P30 ┆ P31		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	20,109,769	282,144 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 28 健康保険料 △ 18 雇用保険料収入 5 厚生年金保険料収入 △ 15]	20,391,913
P30 ┆ P31			2 後期高齢者 医療費	4,169,993	[関連歳入 (19) 国庫支出金 151,736 感染症対策費 負担金 129,836 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金 21,900]	4,185,011

説 明

1. 一般職職員給与費等の追加

571

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	229,374	△ 1,658	227,716
職員手当等	150,540	5,173	155,713
[扶養手当]	5,032	2,435	7,467
[地域手当]	23,554	580	24,134
[住居手当]	6,699	△ 515	6,184
[通勤手当]	7,266	522	7,788
[特殊勤務手当]	1,391	△ 106	1,285
[管理職員特別勤務手当]	2	△ 2	-
[期末勤勉手当]	91,216	1,253	92,469
[児童手当]	3,244	1,006	4,250
[その他(本補正外)]	12,136	-	12,136
共済費	82,658	△ 2,944	79,714
その他の経費(本補正外)	3,777	-	3,777
計	466,349	571	466,920

2. その他の経費の追加

281,573

その他の経費

新型コロナウイルス感染症対策(新型コロナウイルス感染者等支援体制確保事業(高齢・入所)等 計2事業)に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	4,571	21,900	26,471
委託料	203,573	259,673	463,246
その他の経費(本補正外)	60,735	-	60,735
計	268,879	281,573	550,452

後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P30 ↳ P31			3 介護保険費	18,458,436	42,863	18,501,299
P30 ↳ P33		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	49,901,947	60,991 [関連歳入 (25) 諸収入 5 雇用保険料収入]	49,962,938
					[関連歳入 (19) 国庫支出金 24,691 感染症対策費 負担金]	

説 明

介護保険事業特別会計への繰出金の追加

1. 一般職職員給与費等の追加

11,608

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	409,714	7,240	416,954
職員手当等	289,684	8,916	298,600
[扶養手当]	6,631	524	7,155
[地域手当]	41,285	1,824	43,109
[住居手当]	13,980	△ 160	13,820
[通勤手当]	15,000	2,425	17,425
[特殊勤務手当]	3,236	△ 281	2,955
[時間外勤務手当]	8,400	1,022	9,422
[管理職員特別勤務手当]	6	2	8
[管理職手当]	5,136	820	5,956
[期末勤勉手当]	191,862	2,533	194,395
[児童手当]	4,148	207	4,355
共済費	206,573	△ 4,548	202,025
その他の経費（本補正外）	152,487	—	152,487
計	1,058,458	11,608	1,070,066

2. その他の経費の追加

49,383

その他の経費

新型コロナウイルス感染症対策（介護施設等従事者検査事業（障がい））の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	4,421	49,383	53,804
その他の経費（本補正外）	249,451	—	249,451
計	253,872	49,383	303,255

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P32 ┆ P33		5 生活保護費	1 生活保護 総務費	3,031,897	△ 61,379 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 1,427 健康保険料 △ 515 雇用保険料収入 2 厚生年金保険料収入 △ 914]	2,970,518
その他(本補正外)				88,986,506	—	88,986,506
歳 出 合 計				224,010,805	37,667,047	261,677,852

説 明

1. 一般職職員給与費等の減額

△ 61,379

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	1,349,785	△ 18,511	1,331,274
職員手当等	991,602	△ 18,534	973,068
[扶養手当]	24,054	△ 3,138	20,916
[地域手当]	134,106	2,421	136,527
[住居手当]	57,902	4,639	62,541
[通勤手当]	60,887	3,222	64,109
[特殊勤務手当]	42,511	△ 5,721	36,790
[管理職員特別勤務手当]	26	41	67
[期末勤勉手当]	588,105	△ 20,530	567,575
[児童手当]	14,003	532	14,535
[その他(本補正外)]	70,008	-	70,008
共済費	516,184	△ 24,334	491,850
その他の経費(本補正外)	167,025	-	167,025
計	3,024,596	△ 61,379	2,963,217

一般会計

(繰越明許費の補正)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	事業名
P192 } P193	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	生活困窮者自立支援事業
P192 } P193	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	非課税世帯等臨時特別給付金
P192 } P193	4 保健福祉費	3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	特別養護老人ホーム等施設整備費

(単位:千円)

関係予算額	繰越額	説明
3,603,327	1,194,370	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
25,660,491	25,660,491	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
1,086,074	297,233	工期の都合により、年度内に完了しないため。

(2) 後期高齢者医療特別会計

議案第 217 号 令和3年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第1号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P76	3 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	4,169,993	15,018	4,185,011
その他(本補正外)				15,654,118	—	15,654,118
歳入合計				19,824,111	15,018	19,839,129

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P78 、 P79	1 総務費	1 総務費	1 総務費	314,232	15,018	329,250
その他(本補正外)				19,509,879	—	19,509,879
歳出合計				19,824,111	15,018	19,839,129

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明																																																								
一般職職員給与費等の追加																																																								
<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">104,275</td><td style="text-align: right;">8,088</td><td style="text-align: right;">112,363</td></tr><tr><td>職員手当等</td><td style="text-align: right;">72,692</td><td style="text-align: right;">6,107</td><td style="text-align: right;">78,799</td></tr><tr><td> [扶養手当]</td><td style="text-align: right;">777</td><td style="text-align: right;">517</td><td style="text-align: right;">1,294</td></tr><tr><td> [地域手当]</td><td style="text-align: right;">10,264</td><td style="text-align: right;">1,104</td><td style="text-align: right;">11,368</td></tr><tr><td> [住居手当]</td><td style="text-align: right;">4,633</td><td style="text-align: right;">805</td><td style="text-align: right;">5,438</td></tr><tr><td> [通勤手当]</td><td style="text-align: right;">4,920</td><td style="text-align: right;">△ 75</td><td style="text-align: right;">4,845</td></tr><tr><td> [特殊勤務手当]</td><td style="text-align: right;">1,425</td><td style="text-align: right;">△ 580</td><td style="text-align: right;">845</td></tr><tr><td> [期末勤勉手当]</td><td style="text-align: right;">44,298</td><td style="text-align: right;">3,606</td><td style="text-align: right;">47,904</td></tr><tr><td> [児童手当]</td><td style="text-align: right;">475</td><td style="text-align: right;">730</td><td style="text-align: right;">1,205</td></tr><tr><td> [その他(本補正外)]</td><td style="text-align: right;">5,900</td><td style="text-align: right;">-</td><td style="text-align: right;">5,900</td></tr><tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">38,489</td><td style="text-align: right;">823</td><td style="text-align: right;">39,312</td></tr><tr><td>その他の経費(本補正外)</td><td style="text-align: right;">6,703</td><td style="text-align: right;">-</td><td style="text-align: right;">6,703</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">222,159</td><td style="text-align: right;">15,018</td><td style="text-align: right;">237,177</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給料	104,275	8,088	112,363	職員手当等	72,692	6,107	78,799	[扶養手当]	777	517	1,294	[地域手当]	10,264	1,104	11,368	[住居手当]	4,633	805	5,438	[通勤手当]	4,920	△ 75	4,845	[特殊勤務手当]	1,425	△ 580	845	[期末勤勉手当]	44,298	3,606	47,904	[児童手当]	475	730	1,205	[その他(本補正外)]	5,900	-	5,900	共済費	38,489	823	39,312	その他の経費(本補正外)	6,703	-	6,703	計	222,159	15,018	237,177
区 分	補正前の額	補正額	計																																																					
給料	104,275	8,088	112,363																																																					
職員手当等	72,692	6,107	78,799																																																					
[扶養手当]	777	517	1,294																																																					
[地域手当]	10,264	1,104	11,368																																																					
[住居手当]	4,633	805	5,438																																																					
[通勤手当]	4,920	△ 75	4,845																																																					
[特殊勤務手当]	1,425	△ 580	845																																																					
[期末勤勉手当]	44,298	3,606	47,904																																																					
[児童手当]	475	730	1,205																																																					
[その他(本補正外)]	5,900	-	5,900																																																					
共済費	38,489	823	39,312																																																					
その他の経費(本補正外)	6,703	-	6,703																																																					
計	222,159	15,018	237,177																																																					

(3) 国民健康保険事業特別会計

議案第 218 号 令和 3 年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案 (第 2 号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P82	6 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	19,064,088	△ 2,964	19,061,124
その他(本補正外)				122,825,449	—	122,825,449
歳入合計				141,889,537	△ 2,964	141,886,573

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P84 ↳ P85	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1,786,283	△ 2,964	1,783,319
その他(本補正外)				140,103,254	—	140,103,254
歳出合計				141,889,537	△ 2,964	141,886,573

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の減額

(△印 減、単位:千円)

説 明																																																												
一般職職員給与費等の減額																																																												
<table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">補正前の額</th><th style="text-align: center;">補正額</th><th style="text-align: center;">計</th></tr></thead><tbody><tr><td>給料</td><td style="text-align: right;">536,009</td><td style="text-align: right;">1,979</td><td style="text-align: right;">537,988</td></tr><tr><td>職員手当等</td><td style="text-align: right;">372,196</td><td style="text-align: right;">764</td><td style="text-align: right;">372,960</td></tr><tr><td> [扶養手当]</td><td style="text-align: right;">11,082</td><td style="text-align: right;">△ 6</td><td style="text-align: right;">11,076</td></tr><tr><td> [地域手当]</td><td style="text-align: right;">54,159</td><td style="text-align: right;">1,541</td><td style="text-align: right;">55,700</td></tr><tr><td> [住居手当]</td><td style="text-align: right;">16,251</td><td style="text-align: right;">2,364</td><td style="text-align: right;">18,615</td></tr><tr><td> [通勤手当]</td><td style="text-align: right;">21,884</td><td style="text-align: right;">1,588</td><td style="text-align: right;">23,472</td></tr><tr><td> [特殊勤務手当]</td><td style="text-align: right;">9,156</td><td style="text-align: right;">△ 633</td><td style="text-align: right;">8,523</td></tr><tr><td> [管理職員特別勤務手当]</td><td style="text-align: right;">22</td><td style="text-align: right;">15</td><td style="text-align: right;">37</td></tr><tr><td> [期末勤勉手当]</td><td style="text-align: right;">227,692</td><td style="text-align: right;">△ 4,712</td><td style="text-align: right;">222,980</td></tr><tr><td> [児童手当]</td><td style="text-align: right;">4,978</td><td style="text-align: right;">607</td><td style="text-align: right;">5,585</td></tr><tr><td> [その他（本補正外）]</td><td style="text-align: right;">26,972</td><td style="text-align: right;">-</td><td style="text-align: right;">26,972</td></tr><tr><td>共済費</td><td style="text-align: right;">188,062</td><td style="text-align: right;">△ 5,707</td><td style="text-align: right;">182,355</td></tr><tr><td>その他の経費（本補正外）</td><td style="text-align: right;">18,562</td><td style="text-align: right;">-</td><td style="text-align: right;">18,562</td></tr><tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">1,114,829</td><td style="text-align: right;">△ 2,964</td><td style="text-align: right;">1,111,865</td></tr></tbody></table>	区 分	補正前の額	補正額	計	給料	536,009	1,979	537,988	職員手当等	372,196	764	372,960	[扶養手当]	11,082	△ 6	11,076	[地域手当]	54,159	1,541	55,700	[住居手当]	16,251	2,364	18,615	[通勤手当]	21,884	1,588	23,472	[特殊勤務手当]	9,156	△ 633	8,523	[管理職員特別勤務手当]	22	15	37	[期末勤勉手当]	227,692	△ 4,712	222,980	[児童手当]	4,978	607	5,585	[その他（本補正外）]	26,972	-	26,972	共済費	188,062	△ 5,707	182,355	その他の経費（本補正外）	18,562	-	18,562	計	1,114,829	△ 2,964	1,111,865
区 分	補正前の額	補正額	計																																																									
給料	536,009	1,979	537,988																																																									
職員手当等	372,196	764	372,960																																																									
[扶養手当]	11,082	△ 6	11,076																																																									
[地域手当]	54,159	1,541	55,700																																																									
[住居手当]	16,251	2,364	18,615																																																									
[通勤手当]	21,884	1,588	23,472																																																									
[特殊勤務手当]	9,156	△ 633	8,523																																																									
[管理職員特別勤務手当]	22	15	37																																																									
[期末勤勉手当]	227,692	△ 4,712	222,980																																																									
[児童手当]	4,978	607	5,585																																																									
[その他（本補正外）]	26,972	-	26,972																																																									
共済費	188,062	△ 5,707	182,355																																																									
その他の経費（本補正外）	18,562	-	18,562																																																									
計	1,114,829	△ 2,964	1,111,865																																																									

(4) 介護保険事業特別会計

議案第 219 号 令和3年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案 (第1号)

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P88	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	18,458,436	42,863	18,501,299
その他(本補正外)				95,300,251	—	95,300,251
歳入合計				113,758,687	42,863	113,801,550

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P90 、 P91	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	2,763,691	42,863	2,806,554
その他(本補正外)				110,994,996	—	110,994,996
歳出合計				113,758,687	42,863	113,801,550

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計からの繰入金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明			
一般職職員給与費等の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
給料	440,996	21,128	462,124
職員手当等	316,650	19,122	335,772
[扶養手当]	8,089	682	8,771
[地域手当]	44,299	3,093	47,392
[住居手当]	11,771	1,388	13,159
[通勤手当]	16,728	3,880	20,608
[特殊勤務手当]	2,997	398	3,395
[管理職員特別勤務手当]	7	△ 7	—
[期末勤勉手当]	214,883	8,857	223,740
[児童手当]	4,824	831	5,655
[その他（本補正外）]	13,052	—	13,052
共済費	244,694	2,613	247,307
その他の経費（本補正外）	220,084	—	220,084
計	1,222,424	42,863	1,265,287

2. 条例案

議案第 236 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

健康保険法施行令の一部改正により、福岡市民の大半を占める被用者保険の被保険者を対象に出産育児一時金の支給額が現行の 404,000 円から 408,000 円へ引き上げられることに鑑み、被用者保険と国民健康保険間の整合性を図るため、福岡市国民健康保険条例についても同様の改正を行うもの。

2 改正内容

出産育児一時金の支給額（出生児 1 人あたり）

※下線部分が改正部分

区分	現行	改正後（案）	備考
支給基準額	<u>404,000 円</u>	<u>408,000 円</u>	条例改正議案
加算基準額（※）	16,000 円	12,000 円	施行規則を改正予定
支給額合計	420,000 円	420,000 円	

※産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合に加算される額

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

4 適用区分

この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第 7 条第 1 項本文の規定は、この条例の施行の日以後に生じた出産に係る保険給付について適用し、同日前に生じた出産に係る保険給付については、なお従前の例による。

5 福岡市国民健康保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が<u>必要があると認めるときは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を参酌して</u> <u>規則で定めるところにより、この額に30,000円を上限として加算した額を支給するものとする。</u></p> <p>2 略 以下略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が_____健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を<u>勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これ</u> <u>に30,000円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 略 以下略</p>

参考資料

健康保険法施行令（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、<u>四十万四千元</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、<u>四十万四千元</u>に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>第三十六条 法第百一条の政令で定める金額は、<u>四十万八千元</u>とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、<u>四十万八千元</u>に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。</p> <p>一・二 略</p>

議案第 234 号

福岡市立障がい者就労支援センター条例案

1 制定理由

障がい者の就労及びその継続に必要な支援等を行うことにより、障がい者の自立及び社会参加の促進を図り、もってその福祉の向上に資するため、福岡市立障がい者就労支援センターを設置するもの。

2 制定内容

本条例は、公の施設の設置条例として、施設の利用に関する事項、指定管理者による管理運営に関する事項等について定めるものである。

【条例案の主な内容】

総則（第1条～第3条）

設置、事業、施設

施設の利用（第4条～第13条）

利用者、開館時間及び休館日、利用の許可、許可の基準及び取消し、利用の制限、利用する権利の譲渡等の禁止、許可利用者の管理義務、許可利用者の原状回復義務、損害賠償等、立入り

指定管理者（第14条～第20条）

指定管理者による管理、指定管理者の指定、指定等の告示、指定の取消し等、管理の基準、指定管理者の原状回復義務等、指定管理者に関する読替え

雑則（第21条）

委任

3 施行期日

令和4年4月1日（福岡市立障がい者就労支援センターの供用開始日については、規則で定める。）

福岡市立障がい者就労支援センター条例案

(設置)

第1条 障がい者の就労及びその継続に必要な支援等を行うことにより、障がい者の自立及び社会参加の促進を図り、もってその福祉の向上に資するため、福岡市立障がい者就労支援センター（以下「センター」という。）を福岡市中央区舞鶴一丁目に設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障がい者の就労及びその継続の相談及び支援に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を行う者その他の障がい者の就労の支援を行うものへの支援に関すること。
- (3) 企業の障がい者の雇用の相談及び支援に関すること。
- (4) 施設の提供その他の便宜供与に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的の達成に必要なこと。

(施設)

第3条 センターに相談室、アセスメント室、研修室、会議室その他の施設を置く。

(利用者)

第4条 センターを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する障がい者及びその家族
- (2) 本市の区域内に住所又は事業所を有する者であって、第2条第1号から第3号までに掲げる事業に関連して活動を行うもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める者

(開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第6条 研修室又は会議室（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付すことができる。

(許可の基準及び取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）がセンターの設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者等（許可利用者及び同項の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者等がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 許可利用者等が他のセンターを利用する者（以下「利用者」という。）に迷惑をかけ、若しくはセンターの施設、附属設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 許可利用者等がセンターの管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

2 前項に規定する措置によって許可利用者等が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) センターの管理上の指示又は指導に従わない者
- (2) センターの管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第9条 許可利用者は、研修室等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可利用者の管理義務)

第10条 許可利用者は、利用期間中その利用に係るセンターの施設、附属設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(許可利用者の原状回復義務)

第11条 許可利用者は、研修室等の利用を終了したとき（第7条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。）は、速やかに自己の責任において研修室等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 利用者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入り)

第13条 許可利用者は、センターの管理の業務に従事する者が職務のためその利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第6条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 第7条第1項に規定する利用の許可の取消しに関する業務
- (4) 第8条に規定する利用の制限に関する業務
- (5) センターの施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、センターの管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、センターの管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができることを認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるも

のであること。

- (3) センターの管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(指定等の告示)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第17条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
 - (2) 第15条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
 - (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるとき。
- 2 前条の規定は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

- 第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなったセンターの施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、センターの施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第20条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第6条、第7条第1項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、センターの供用は、規則で定める日から開始する。

議案第 235 号

福岡市立障がい者フレンドホーム条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

障がい者の福祉の向上に資するため、福岡市立中央障がい者フレンドホームを設置するもの。

2 改正内容

福岡市立障がい者フレンドホーム条例（昭和 62 年福岡市条例第 15 号）の別表第 1 に次のように加える。

名称	位置
福岡市立中央障がい者フレンドホーム	福岡市中央区舞鶴一丁目

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日（福岡市立中央障がい者フレンドホームの供用開始日については、規則で定める。）

4 福岡市立障がい者フレンドホーム条例新旧対照表

※下線部が改正部分

旧		新	
別表第 1		別表第 1	
名称	位置	名称	位置
福岡市立南障がい者フレンドホーム	福岡市南区清水一丁目	福岡市立南障がい者フレンドホーム	福岡市南区清水一丁目
福岡市立城南障がい者フレンドホーム	福岡市城南区南片江二丁目	福岡市立城南障がい者フレンドホーム	福岡市城南区南片江二丁目
福岡市立東障がい者フレンドホーム	福岡市東区松島三丁目	福岡市立東障がい者フレンドホーム	福岡市東区松島三丁目
福岡市立早良障がい者フレンドホーム	福岡市早良区百道浜一丁目	福岡市立早良障がい者フレンドホーム	福岡市早良区百道浜一丁目
福岡市立博多障がい者フレンドホーム	福岡市博多区西月隈五丁目	福岡市立博多障がい者フレンドホーム	福岡市博多区西月隈五丁目
福岡市立西障がい者フレンドホーム	福岡市西区内浜一丁目	福岡市立西障がい者フレンドホーム	福岡市西区内浜一丁目
		<u>福岡市立中央障がい者フレンドホーム</u>	<u>福岡市中央区舞鶴一丁目</u>

3. 一般議案

発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）新築工事請負契約の締結について

様式1
(議案第262号)

1 契約概要

工事件名	発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称)新築工事	
工事概要	○発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称)新築工事 構造 鉄筋コンクリート造 階数 7階建 敷地面積 1,106.75㎡ 建築面積 742.86㎡ 延床面積 5,043.44㎡ 駐車台数 18台 うち車いす駐車場2台 1階 駐車場、エントランス 2～4階 発達障がい者支援センター 障がい者就労支援センター 中央障がい者フレンドホーム 5～7階 福岡市関連事務所	摘要(別途工事)
		・電気工事 ・空調設備工事 ・衛生設備工事 ・エレベーター工事
工事場所	福岡市中央区舞鶴一丁目	
工事期間	議決の翌日から令和5年2月28日まで	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和3年10月14日	
仮契約年月日	令和3年10月18日	
落札者	岩崎・柿原・黒木建設工事共同企業体	
契約価額	1,198,296,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 108,936,000円)	
予定価格	1,331,440,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 121,040,000円)	
最低制限価格	1,198,296,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 108,936,000円)	

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	岩崎・柿原・黒木 建設工事共同企業体	
	博栄・東部・藤 建設工事共同企業体	辞退
	日建・上村・未来図 建設工事共同企業体	辞退

2 入札結果

様式2

(1)技術評価点の内訳

評価項目			配点	落札者		
				名称	岩崎・柿原・黒木 建設工事 共同企業体	
				区分	提案数	点数
提案項目	技術提案	項目1 構造体コンクリートの品質確保について [着目点] 本施設は、警固断層に着目した建築物の耐震対策(条例化)区域に位置し、また、災害時に福祉避難所としての機能を果たす重要な施設であることから、構造体コンクリートを密実で良質なものとするための品質管理が重要となる。このことから、構造体コンクリートの品質確保について、より具体的に有効な提案を求める。	10	A(2.0)	2	8.5
				B(1.5)	3	
				C(1.0)	0	
				D(0.5)	0	
	項目2 第三者への公衆災害防止対策について [着目点] 本工事は、敷地全体が工事対象範囲となっており、学校や住宅・保育園等も隣接し、前面道路も狭いことから、地域住民や児童・生徒など第三者への公衆災害防止対策が重要となる。この為、通行車両や歩行者への安全対策について、より具体的に有効な提案を求める。	10	A(2.0)	1	8.0	
			B(1.5)	4		
			C(1.0)	0		
			D(0.5)	0		
	項目3 現場作業時における労働災害防止対策について [着目点] 本工事は、外部足場やタワークレーンを利用した高所作業が多くあり、労働者の墜落防止や資機材の落下防止対策、各施工段階における労働者の安全対策が重要となる。このことから、現場作業時における労働災害防止対策について、より具体的に有効な提案を求める。	10	A(2.0)	0	7.5	
B(1.5)			5			
C(1.0)			0			
D(0.5)			0			
小計 a			30.0	24.0		
企業評価項目	企業 施工の 能力	工事成績の実績	6	5.667		
		工事成績優良業者の表彰実績				
		同種工事の施工実績				
		品質管理への取り組み				
	技術者 の能力	資格の保有状況	2	2.000		
		同種工事の施工経験				
	社会 地域 貢献・	社会貢献・政策貢献	4.5	3.500		
		災害対策協力企業				
本店所在地						
社会 信企 ・ 業 性 業 性 の	競争入札参加停止措置状況	(-2)*				
小計 b			12.5	11.167		
加算点 a+b			42.5	35.167		
標準点 c			100	100		
技術評価点A (a+b+c)			142.5	135.167		

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)	1,089,360,000
------------------------------------	---------------

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数) (予定価格が10億円以上の場合、 $\alpha=1,000,000,000$)	124.0792
--	----------

3 落札者の技術提案の概要

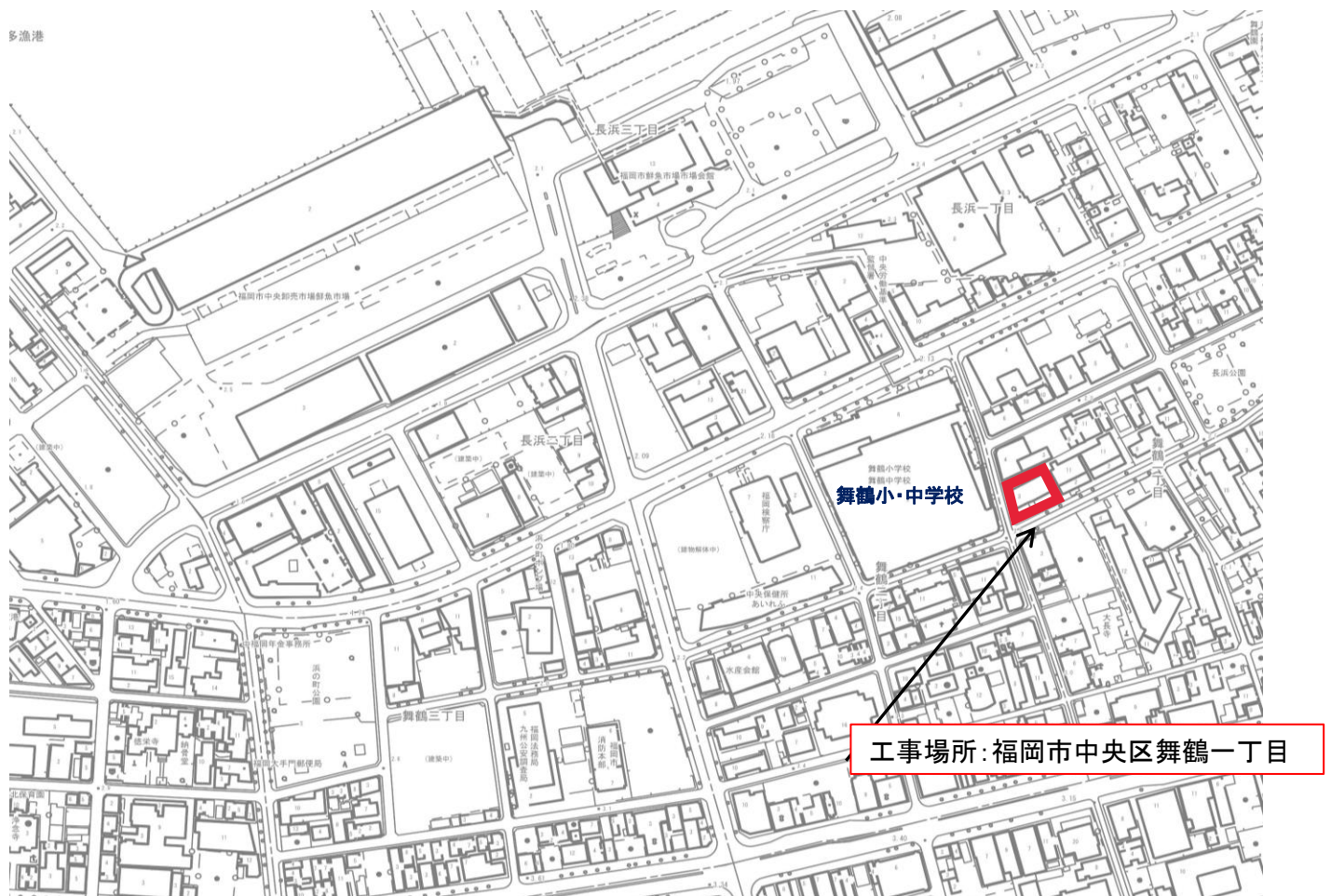
項目1	構造体コンクリートの品質確保について 本施設は、警固断層に着目した建築物の耐震対策(条例化)区域に位置し、また、災害時に福祉避難所としての機能を果たす重要な施設であることから、構造体コンクリートを密実で良質なものとするための品質管理が重要であり、これらを踏まえた具体的で効果的な提案がなされた。
項目2	第三者への公衆災害防止対策について 本工事は、敷地全体が工事対象範囲となっており、学校や住宅・保育園等も隣接し、前面道路も狭いことから、地域住民や児童・生徒など第三者への公衆災害防止対策が重要であり、これらを踏まえた具体的で効果的な提案がなされた。
項目3	現場作業時における労働災害防止対策について 本工事は、外部足場やタワークレーンを利用した高所作業が多くあり、労働者の墜落防止や資機材の落下防止対策、各施工段階における労働者の安全対策が重要であり、これらを踏まえた具体的で効果的な提案がなされた。

(参考)評価項目の内容

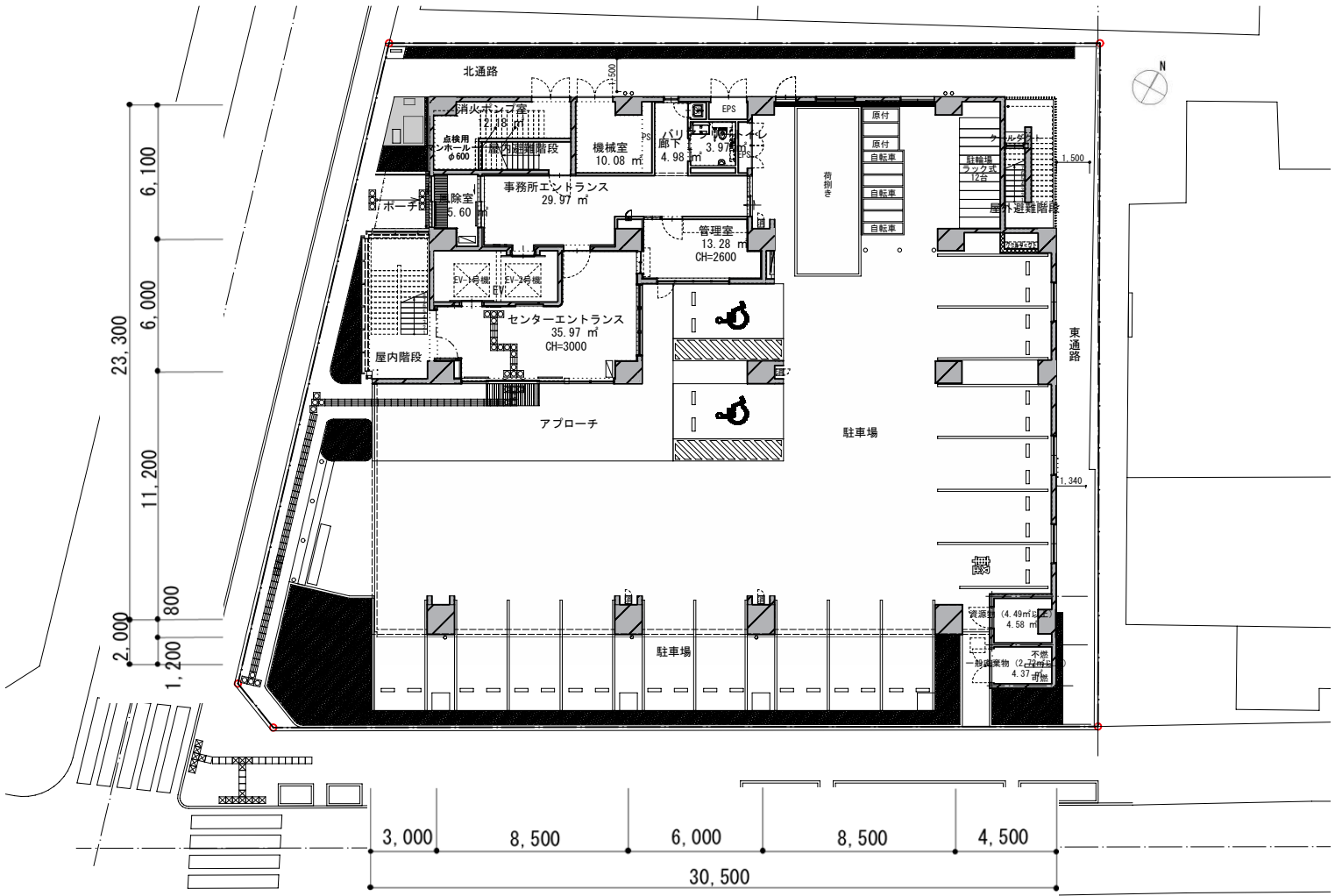
企業評価項目

	評価項目	評価内容
企業の 施工 能力	工事成績の実績	平成23年4月1日～令和3年8月18日の間に、福岡市が評定通知した建築工事の任意3件の平均点によって評価する。(※1)
	工事成績優良業者の表彰実績	令和元年8月19日～令和3年8月18日の間に、福岡市が建築工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。 ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。(※1)
	同種工事の施工実績	平成23年4月1日～令和3年8月18日の間に竣工した、RC造・SRC造の新築・増築または改築工事の施工実績により評価する。(※1)
	品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 取得の有無により評価。(※1)
技術 者の 能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成23年4月1日～令和3年8月18日の間に竣工した、RC造・SRC造の新築・増築または改築工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社会 域 貢 献 ・ 社 会 貢 献	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。(※1)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。(※1)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。(※1)
企 業 の 社 会 性 ・ 信 頼 性	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

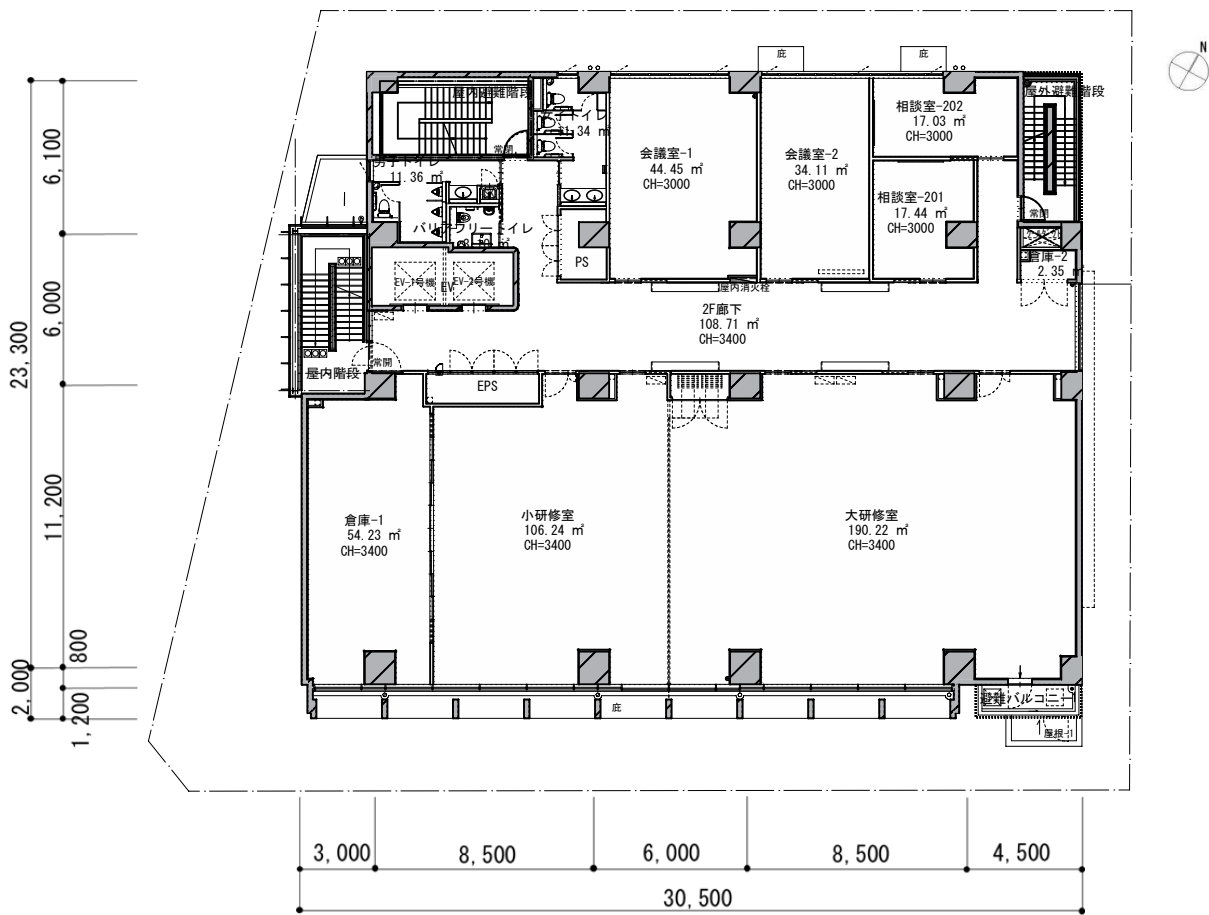
※1 JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用



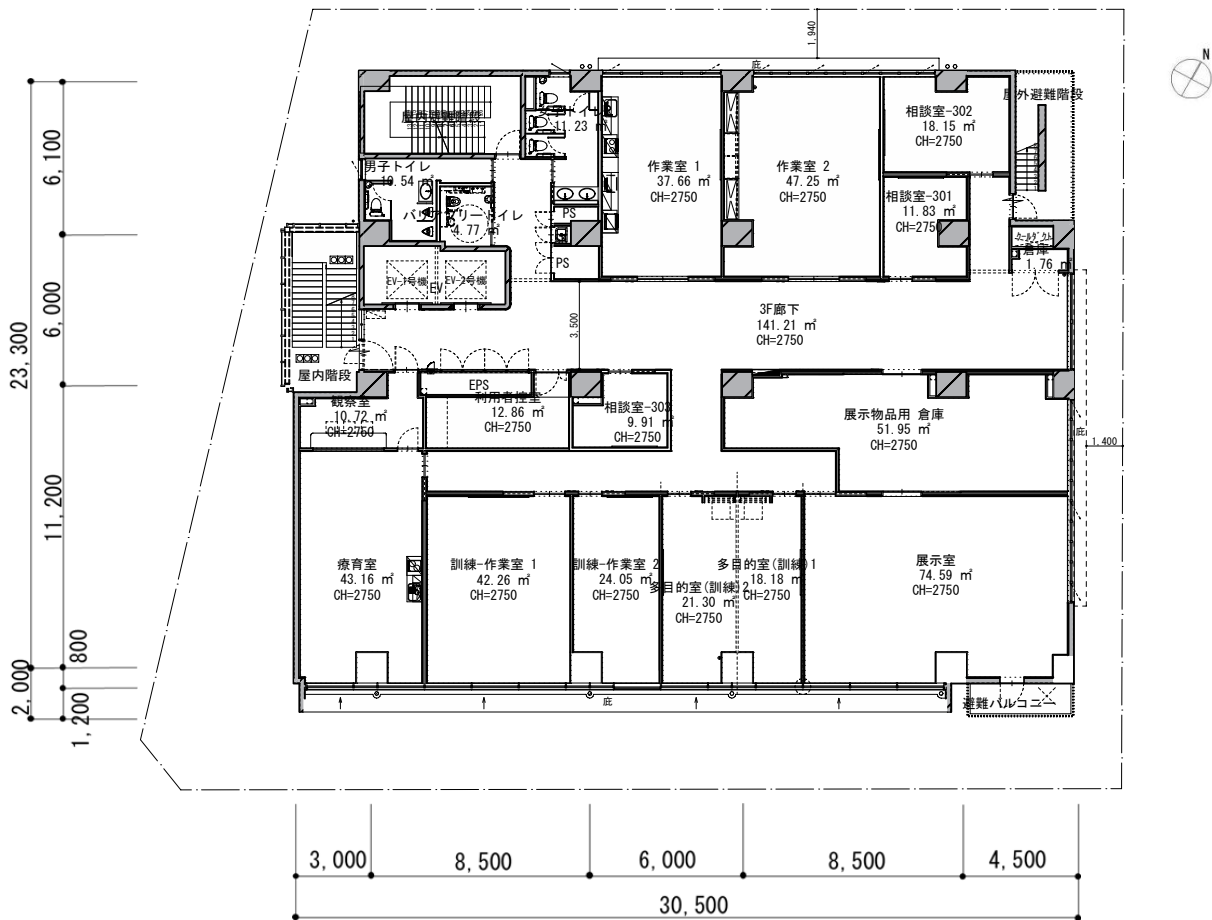
発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称)
位置図・付近見取り図



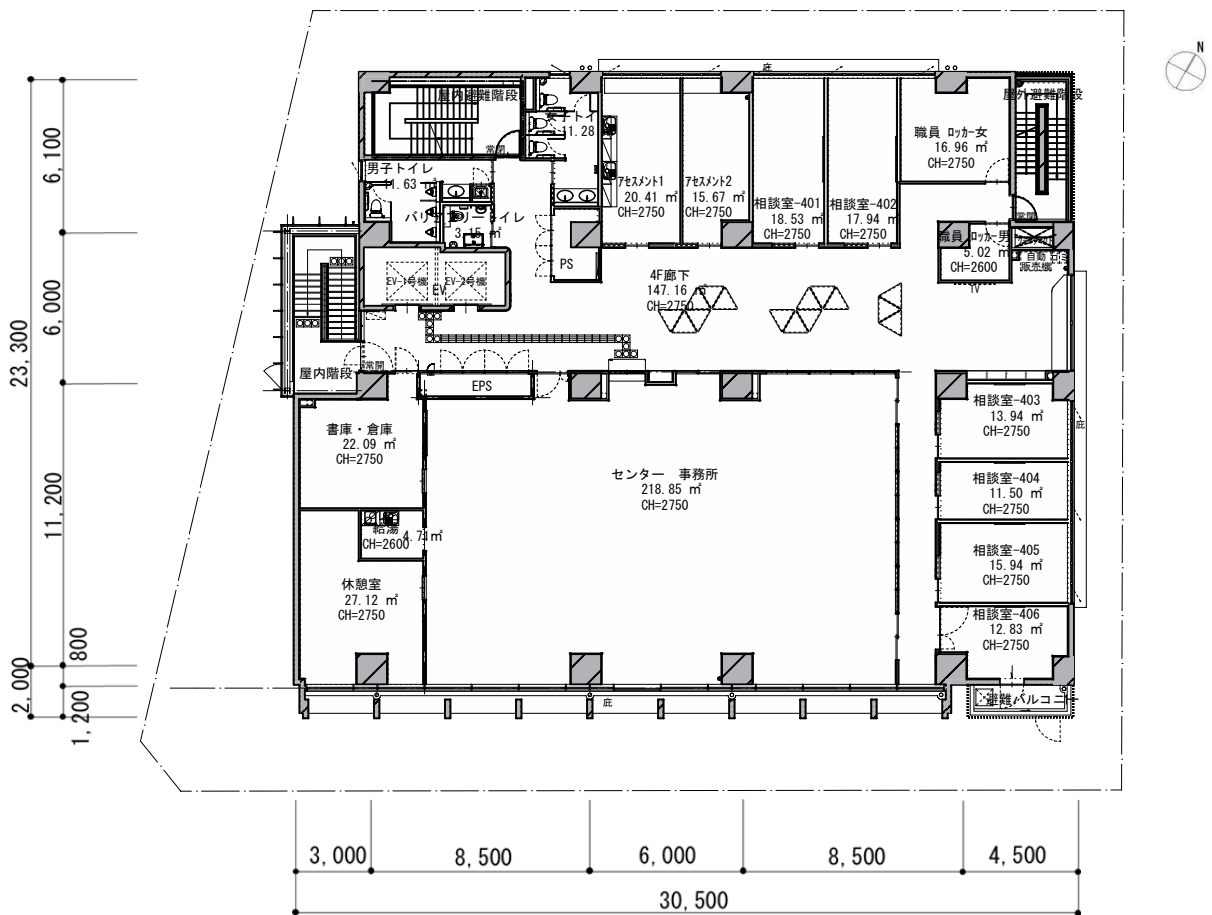
配置図・1階平面図



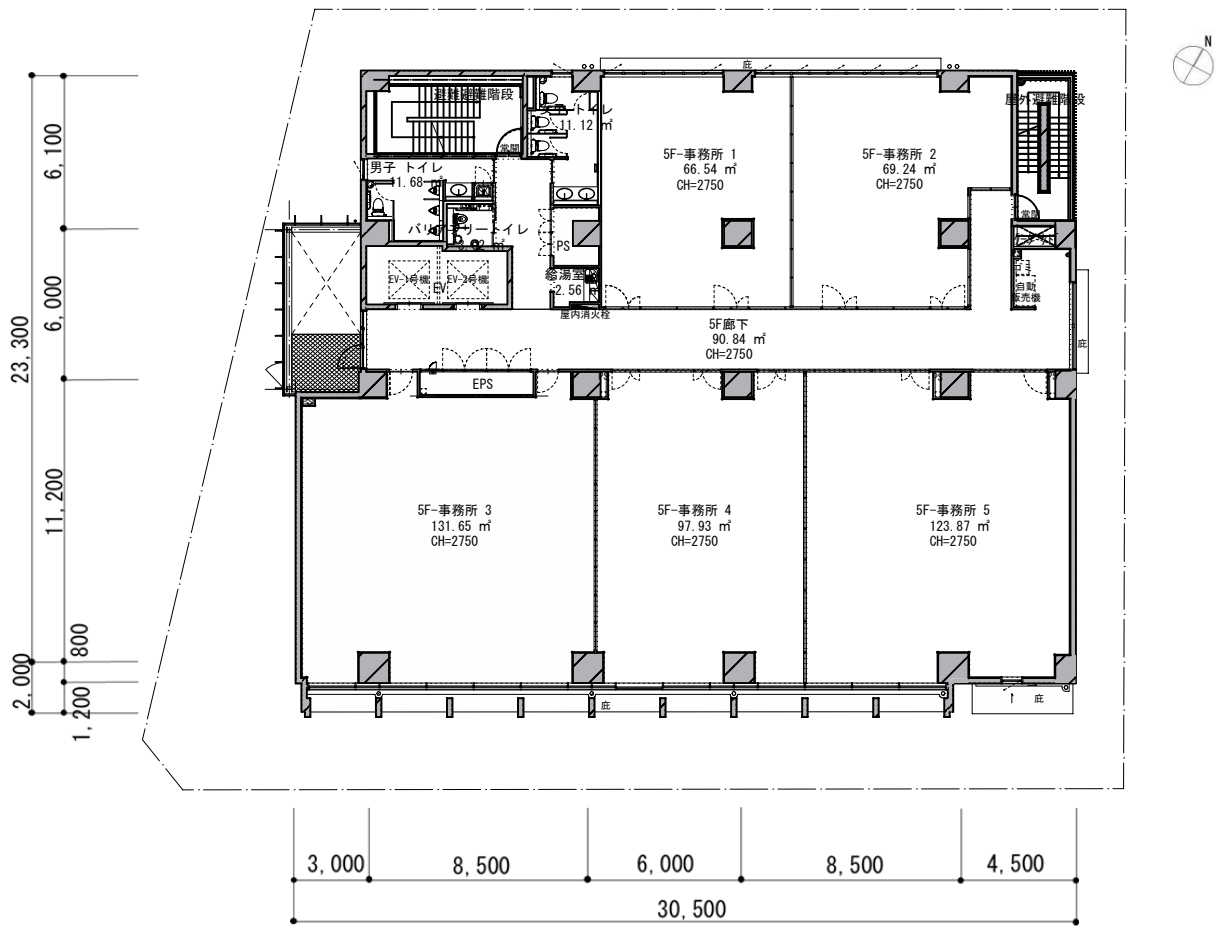
2階平面図



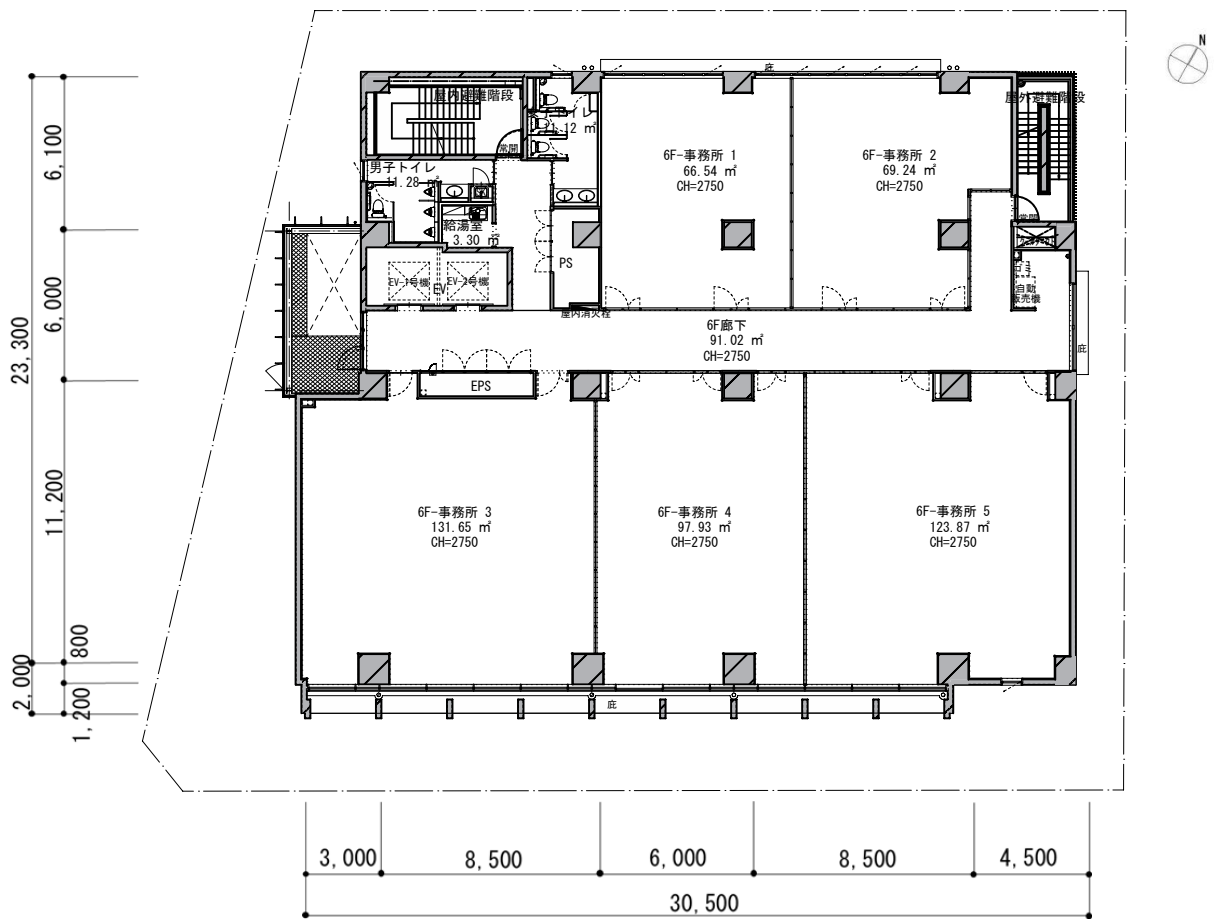
3階平面図



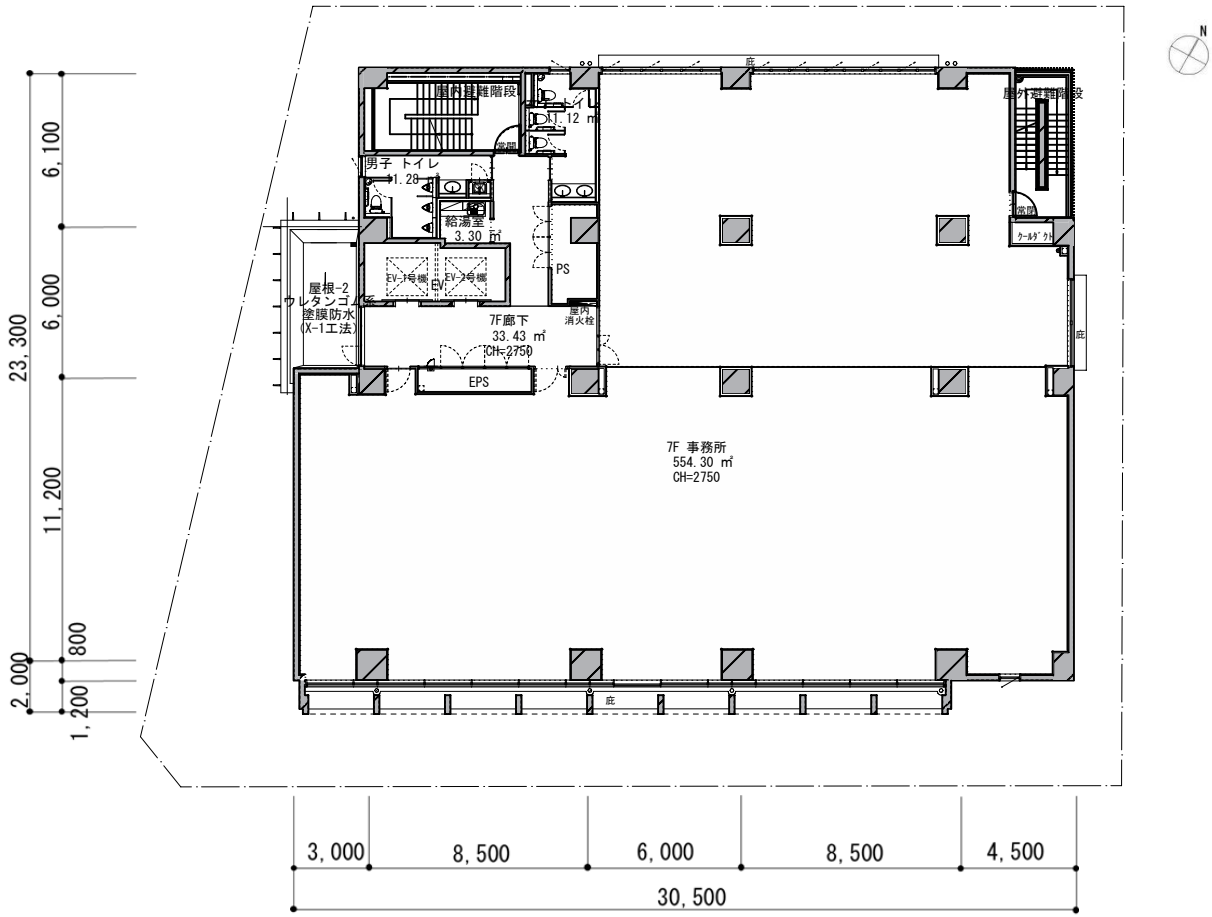
4階平面図



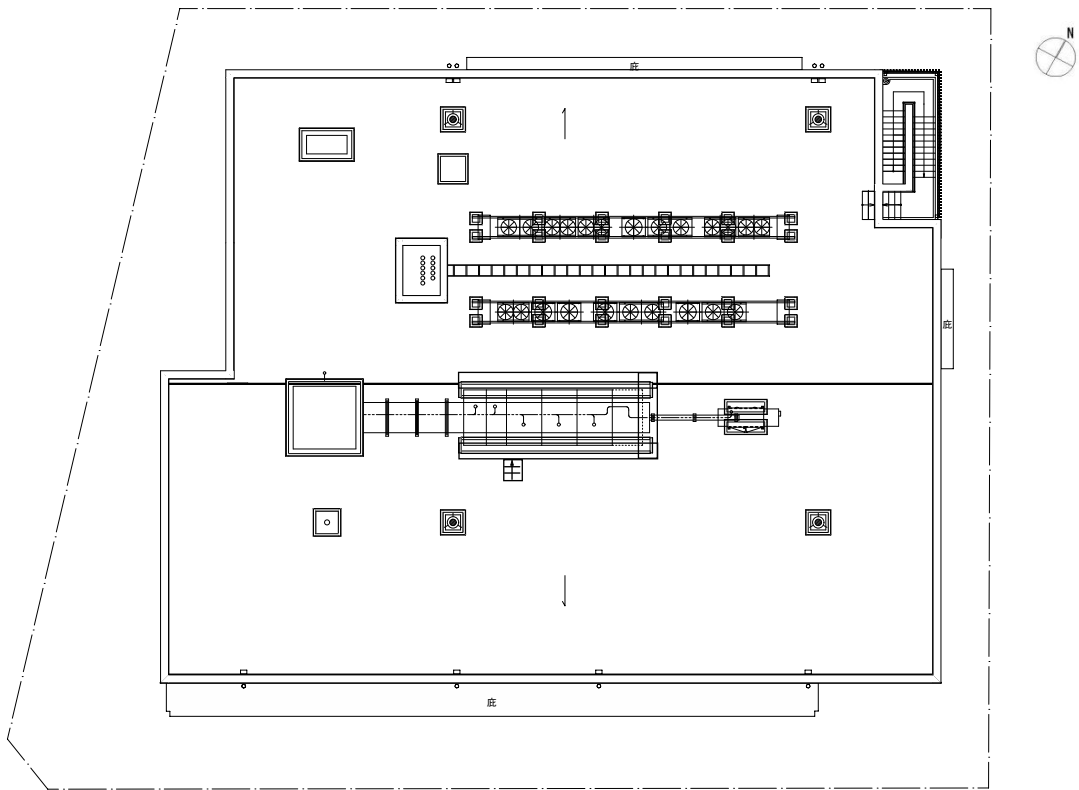
5階平面図



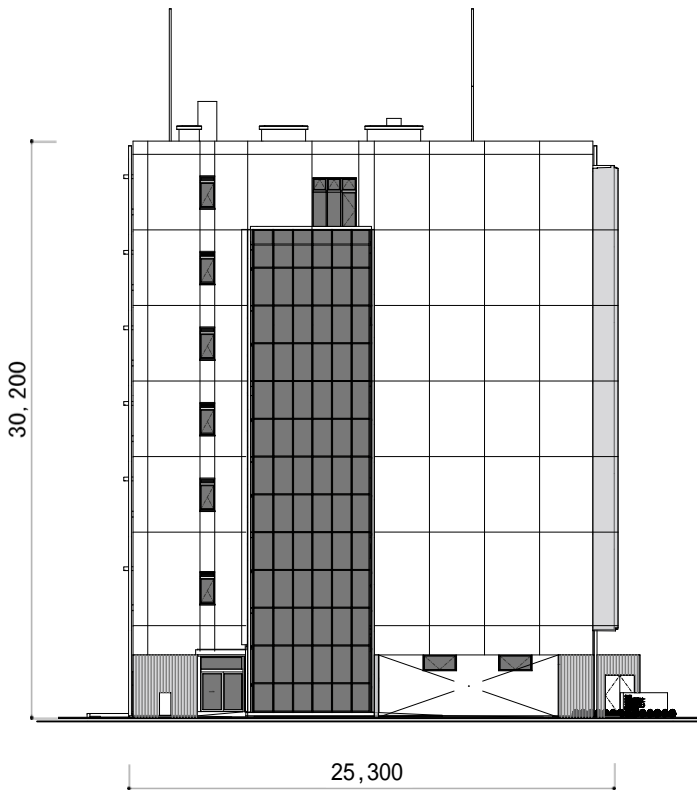
6階平面図



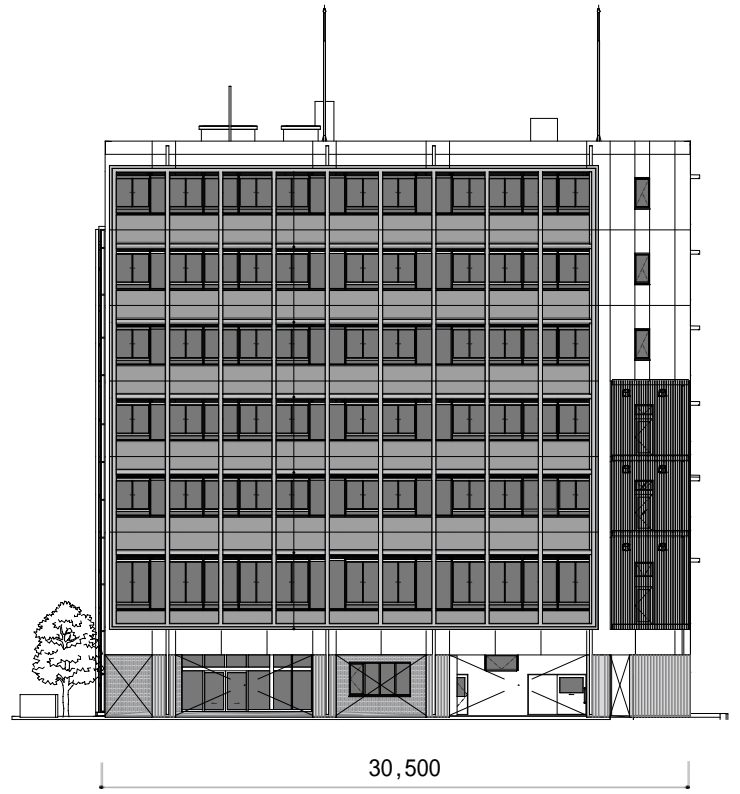
7階平面図



屋根伏図



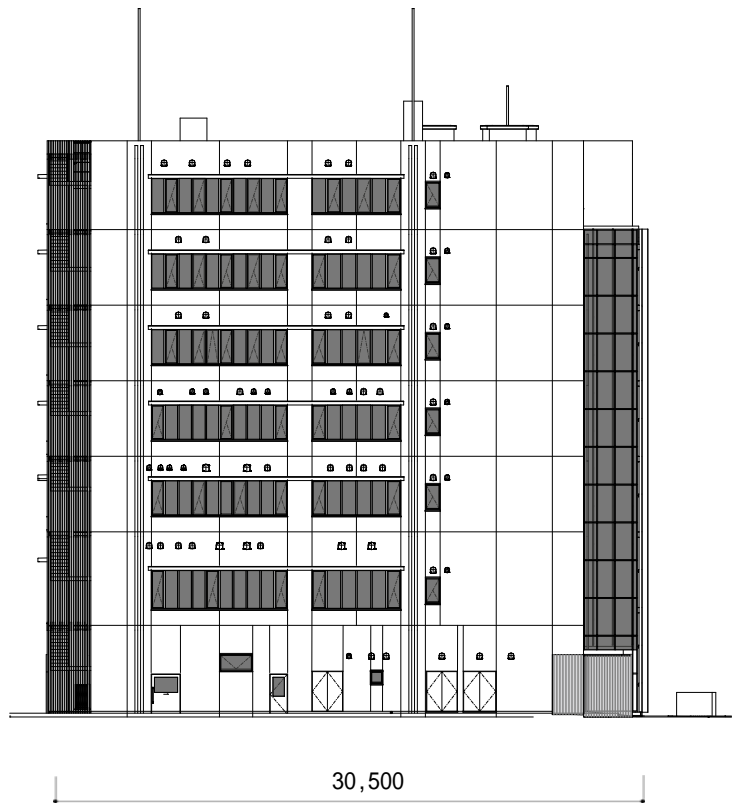
西側 立面図



南側 立面図



東側 立面図



北側 立面図

発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）実施設計の概要

1. 施設建築の基本方針

基本構想に基づき、施設整備に当たっては下記の3点に配慮するとともに、必要な諸室の確保を行う。

(1)すべての人が使いやすい施設

本センターは、障がいの有無に関わらず、すべての年代の人が使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設・設備とする。

(2)管理しやすく、環境にやさしい施設

日常の管理のしやすさ、ランニングコストの縮減に配慮して施設・設備を配置、設置する。

(3)連携・協力しやすい施設

センター内の各部門が情報を共有し、連携・協力して活動できるよう、事務スペースの一体化や、諸室の配置について配慮する。

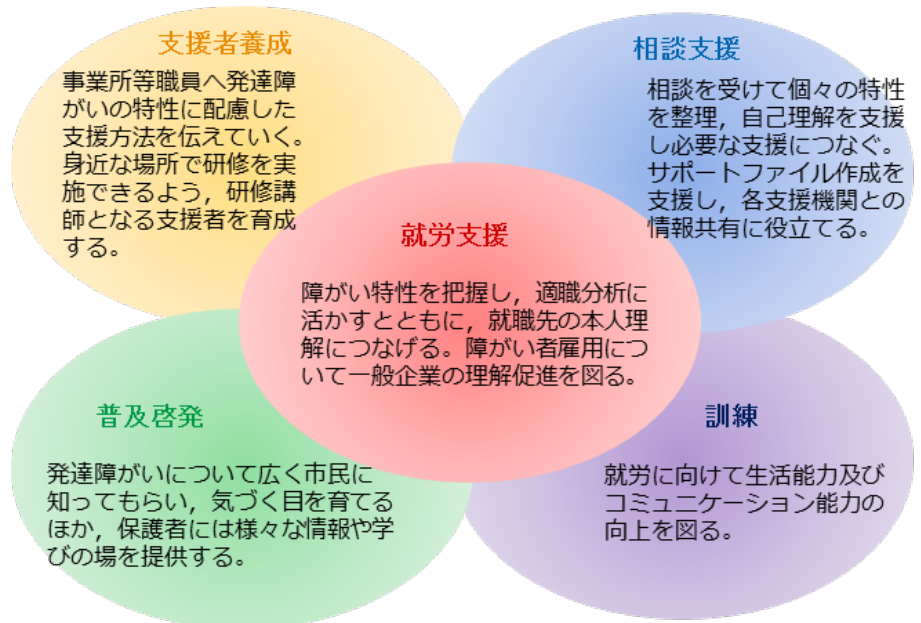
2. 基本構想において示された内容

【方針】

発達障がい児・者 支援等拠点施設を整備

発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターを集約し、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援を行うほか、研修の充実や待機時間の低減など発達障がい児・者のニーズに応えられる体制を整備する。

【機能】



3. 整備地について

近隣の精神保健福祉センターや心身障がい福祉センター、百道浜地区に立地する発達教育センター、こども総合相談センター等の関連施設とも連携しやすい立地である。

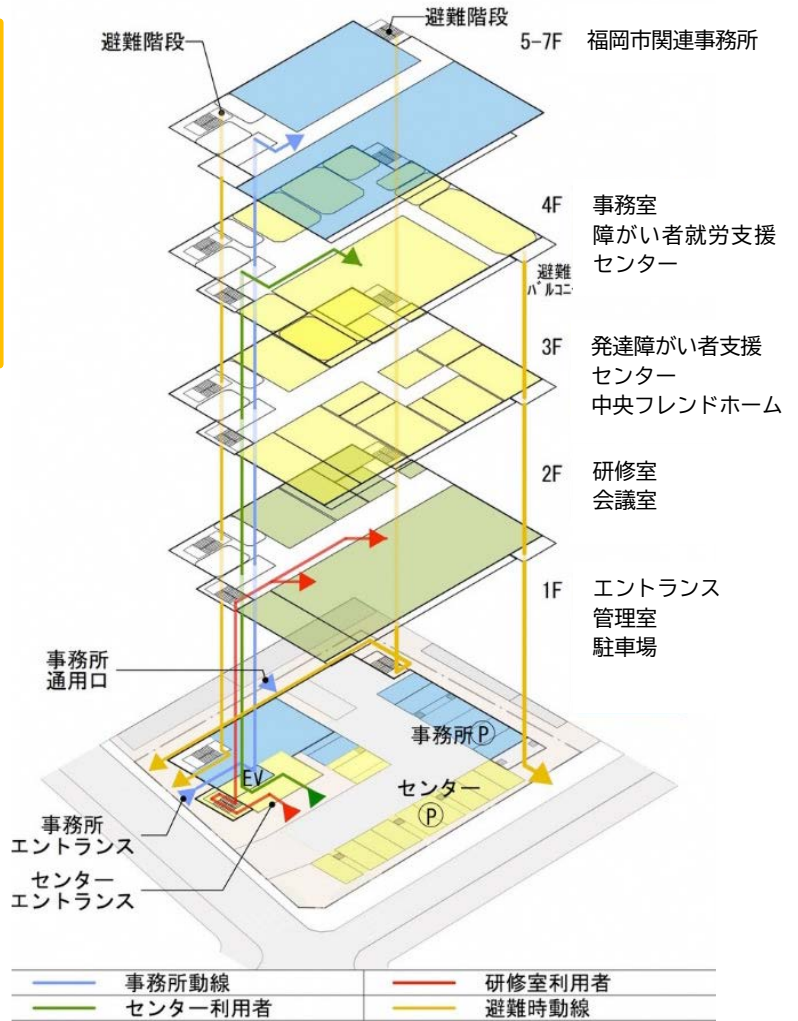


<整備地>

福岡市中央区舞鶴1丁目



<ゾーニング図>



<建物概要>

- 構造 鉄筋コンクリート造 7階建
- 敷地面積 1106.75 ㎡
- 建築面積 742.86 ㎡
- 延床面積 5043.44 ㎡



4. 施設機能

5F~7F	福岡市関連事務所
2F~4F	発達障がい者支援・障がい者就労支援センター(仮称)
	発達障がい者支援センター 相談支援/訓練/普及啓発/支援者養成
	障がい者就労支援センター 相談支援/企業への支援/民間就労支援機関への支援
1F	中央障がい者フレンドホーム 講座、レクリエーション等の実施/創作、交流の場提供/日常生活の相談
	エントランス・管理室・駐車駐輪場

5. 今後のスケジュール(案)

令和3年度は、建築工事に着手し、令和5年度の開設を目指して、早期整備を進めるとともに、運営法人の選定について検討を進めていく。